



# 1 マレーシアの市場

GDPを額でみると製造業の割合が大きい。一方、伸び率では建設業・通信業が伸びている。

マレーシア 産業別国内総生産	2010		2014		伸び率 2010→2014
	GDP額	構成比	GDP額	構成比	
建設業	21,459	3.2%	32,984	3.9%	153.7%
通信	24,550	3.6%	35,178	4.2%	143.3%
行政サービス	48,868	7.2%	69,334	8.3%	141.9%
小売	41,451	6.1%	55,698	6.7%	134.4%
保険	13,099	1.9%	17,542	2.1%	133.9%
不動産・ビジネスサービス	36,601	5.4%	48,027	5.8%	131.2%
レストラン	11,907	1.8%	15,449	1.9%	129.7%
卸売	40,529	6.0%	52,248	6.3%	128.9%
運輸・倉庫	24,736	3.7%	30,070	3.6%	121.6%
製造業	170,261	25.2%	205,200	24.6%	120.5%
その他サービス	34,413	5.1%	41,440	5.0%	120.4%
車輜	13,301	2.0%	15,529	1.9%	116.8%
水道	3,126	0.5%	3,641	0.4%	116.5%
電機・ガス	14,370	2.1%	16,734	2.0%	116.5%
金融	48,269	7.1%	55,859	6.7%	115.7%
ホテル	4,609	0.7%	5,226	0.6%	113.4%
農業・漁業・林業	51,263	7.6%	57,528	6.9%	112.2%
鉱業・採石	66,182	9.8%	65,650	7.9%	99.2%
輸入税	7,660	1.1%	11,651	1.4%	152.1%
国内総生産(GDP)	676,653	100%	835,040	100%	*額(100万リンギ)

2015年版通商白書では、①中国・アセアン、②南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米、③アフリカ、を3つの新興国市場と位置付けて、各地域における取組の基本的方針を示している。

マレーシアを含む中国・ASEAN地域には約3万社の我が国企業が製造業を中心に進出しており、既に現地で相当程度の産業集積、サプライチェーンを形成している。(マレーシアでは2015年8月現在で1428社、うち製造業は722社)。

また中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加している。ただし、同地域において自動車、家電等の日本製品は一定程度のシェアを獲得しているが、近年、海外の競合企業の追い上げは著しく、競争は激化している。

出所:JETROアジア経済研究所「動向年報2015 23-マレーシア\_CS.indd」より作成  
<http://d-arch.ide.go.jp/browse/pdf/2014/206/2014206STA.pdf>

# 2 マレーシアへ輸出する際、

小物・サンプルならここからスタートできます！ 【WEB+国際宅配便+カード決済】

**INVOICE** + **税関告知書 CN22 or CN23** → **決済代行** → **国際宅配便で7日以内でお届け**

輸出者 (Sender) / 輸入者 (Receiver) / 輸出条件 (Export Conditions) / 具体的な商品 (Specific Goods) / 銀行名・支店名・口座番号・住所など (Bank Name, Branch Name, Account Number, Address, etc.)

**国際宅配便【一例】**  
 EMS Express Mail Service: <http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>  
 YAMATO GLOBAL LOGISTICS JAPAN CO., LTD.: <http://www.y-logi.com/>  
 DHL: <http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。  
 EMSの場合: **サイズ・重量制限**は、長さ:1.5Mまで、長さ+胴回り=3mまで。 **最大重量**は30kg迄です。

インボイスの書式は下記サイトでダウンロードできます  
<https://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>

**決済代行【一例】**

**PayPal**: <http://www.paypal.jp>

**J-PAYMENT**: <http://www.j-payment.co.jp/>

**ZEUS**: <http://www.cardservice.co.jp/>

**Veritrans**: <http://www.veritrans.co.jp/>

マレーシア国内全域の場合  
 価格の目安: 5kgで6,300円、10kgで10,500円、30kgで26,500円  
 日数の目安: 3日

\*配送エリアやサービス条件、送付先お客様のご意向などにより、ご賢察ください\*

海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジットカード決済**の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円程度です。

# 輸出する、まずその前の確認事項

## 1) 主な輸入規制品目

1. 完全な輸入禁止品目  
コーラン銘がある布、有毒化学物質・有毒鉱物、インドネシアからの丸太・角材等
  2. 輸入ライセンスを要する品目  
自動車(中古車含む)、クレーン、製菓機械等
  3. 保護措置等のため輸入ライセンスを要する品目  
動植物、羊毛、皮革、乳製品、銃刀剣類等
  4. 条件付き輸入品目  
セメント、陶磁器等
- 詳細は下記ご参照ください。  
[https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade\\_02.html#block2](https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_02.html#block2)

## 2) 事前教示(Customs Ruling)制度

マレーシアでは、物品の輸入申告よりも前の時点で、**HSコードや関税率(関税額)などの開示**を受けることができます。その効力は申請者および回答のあった物品に対して適用され、3年間有効となります。有効期間は延長申請を行うことで、さらに2年間延長できます。**HSコード**とは、「関税番号」のこと。機械類は、HS8400番台。どの品目番号に該当するかが輸入通関の時点でよく問題になります。  
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/j-150804.html>

## 3) 電気機器のSIRIM 認証制度

マレーシアに電気機器を輸入、展示、販売、宣伝販売する場合、Electricity Regulations 1994に基づき、マレーシアのエネルギー委員会(Suruhanjaya Tenaga: ST)の承認(SIRIM認証)を得て承認書(Certificate of Approval: COA)を取得する必要があります。  
<https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150801.html>

## 4) マレーシアの知的財産権

- 【**商標**】出願日から10年間の保護。10年ごとの更新。ただし3年以上未使用だと廃止の懸念あり。電子出願と早期審査の場合、最短7ヶ月程度で登録。
- 【**特許**】出願日から20年間。審査期間は26ヶ月。
- 【**実用新案**】出願日から10年間の保護。5年ごと2回までの更新が可。
- 【**工業意匠**】出願日から5年間の保護。5年ごと2回までの更新が可。
- なお、「日・マレーシア経済連携協定」により、知的財産制度の透明性向上や周知 商標の保護、エンフォースマントの強化、知的財産分野での協力などを行うことについて、協定している。  
 出所: JBIIC「マレーシアの投資環境」2014年2月ほか

## 5) マレーシアの輸入関税とGST (Goods & Service Tax)税

【**マレーシアの輸入関税**】国際統一商品分類(HS分類)に基づく。関税は、一般にCIF価格に応じて課せられるが、従量基準で課せられる場合もある。税率範囲は0~30%である。物品・サービスの輸入についてもGST税の課税対象となる。なお、**日本マレーシア経済連携協定(JMEPA)**税率が2006年7月13日より適用。また**日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)**税率がマレーシア・日本間で2009年2月1日より発効している。

【**原産地証明書(Certificate of Origin: CO)**】  
 2015年4月1日より新しい書式「CO Form AJ」を使用。原産地証明に域内原産割合(Regional Value Content)採用の場合を除き、**FOB価額の記載は不要**である。  
 \*「Malaysia One Call Centre」とはマレーシアでは政府機関への問い合わせなどを1カ所で行える「**Malaysia One Call Centre**」(1MOCC)があり、問い合わせ先は以下のとおり。  
 Tel: 603-8000 8000, Fax: 603-8000 8001  
 Short Messaging System(SMS) twitter.com/myGovPortal  
 E-mail: 80008000@1mocc.gov.my  
 Social media: facebook.com/myGovernment

(なお契約関係の知識は、下記 ③ お役にたつWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

# 経済連携協定の活用について、はじめの一步！

- \* 自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement) 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定
- \* 経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement) FTAを柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定

## 1) 関税減免の手続き

1. 輸入国とFTAを締結しているかどうかを確認
2. 輸入国での関税番号(HSコード)を確認
3. 現在の税率とFTA税率を確認
4. FTA原産地規則等を確認
5. FTA原産地規則を充足していることを証明する証書を収集
6. FTA原産地証明書発給機関に、必要事項を登録し、原産地証明書を発給申請、受取り
7. 輸入者にFTA原産地証明書の原本を送付

輸入国とのコミュニケーションが必要！

出所: 日本アセアンセンター「アセアンシンポジウム」  
<http://www.asean.or.jp/ja/wp-content/uploads/2016/02/Mega-FTA-No4.pdf>

## 2) 原産地証明書

動画で見る！ 特定原産地証明書

日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry

[www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html](http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-douga/index.html)

EPAは、Economic Partnership Agreementの略称で、「経済連携協定」と呼ばれ、国や地域同士で輸出入にかかわる関税の引き下げ・削減等を定めた国際協定です。

# 3) お役に立つWEBサイト

【**輸出申請が必要な貨物一覧**】  
 経済産業省 輸出承認対象貨物一覧  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/04\\_kamotsu/01\\_export/export\\_kamotsu.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/04_kamotsu/01_export/export_kamotsu.html)

【**貿易実務の知識**】  
 中小企業の海外販路開拓 出展戦略の策(しおり) ~はじめの一步から~  
<http://www.smri.go.jp/keiei/kokusai/virtual/index.html>

【**知的財産権**】  
 INPIT  
[www.inpit.go.jp/katsuyo/gipdd/index.html](http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gipdd/index.html)

【**通関業者をお探しの方へ**】  
 一般社団法人 日本通関業連合会 Japan Customs Brokers Association  
<http://tsukanogyo.or.jp/se/arch/>

【**中小企業海外PL保険制度**】  
 日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry  
<http://www.jcci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

(注) : 当商談会マニュアルは2017年1月末現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。